

令和7年1月 第79号



ブルーかとり

【発行】一般社団法人 香取青色申告会
 【責任者】会長 篠塚 榮一
 【編集】広報委員会
 【発行所】一般社団法人 香取青色申告会
 住 所：香取市佐原イ525-1
 電 話：0478-54-5041 (FAX共通)

実践目標
 正しく強く
 自分で帳簿をつけましょう
 口 誠実な青色申告・誠実な店
 ハ 会員の店を利用しましょう
 ニ 青色申告はe-Taxで

新年のごあいさつ



一般社団法人
香取青色申告会 会長

篠塚 榮一

会員の皆様、新春を迎え改めましておめでとうございます。皆様におかれましては、健康やかな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年の干支は乙巳（きのと）一年です。六十年に一度の知恵と変革を象徴する年とされ、個々が新たな知識を得たり、変化をとげたりするのに適した時期といわれます。この故事に習い、この一年を実り多き年にするために邁進する覚悟でおります。

さて、間もなく令和六年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。私ども（一社）香取青色申告会も下表の通り、会員の皆様の申告相談に対応してまいります。その際、マイナンバーカードをご持参いただければe-Taxでのスムーズな申告手続

が可能となります。お持ちでない方も税理士の先生に相談できますので、ぜひご利用ください。

この一年は知恵と変革の年の巳年にあやかり、より良い会の運営のために改革を進めていきたいと考えております。役員の皆様方のご協力のもと、活発な活動が出来るよう舵取りをして参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

結びにあたり、本年が皆様にとりまして最良の年でありますように、そして益々の事業の繁栄を祈念して新年の挨拶とさせていただきます。



令和6年度 決算・確定申告相談会 (要電話予約)

連絡先：(一社)香取青色申告会
TEL 0478-54-5041

主 催	会 場	日 程	担 当
(一社) 香取青色申告会	東庄町商工会館	2月25日 (火) 9:30~15:30	野村 勲 税理士
		2月26日 (水) 9:30~15:30	諏訪 健一 税理士
	佐原商工会議所	2月25日 (火) 9:30~15:30	平野 賢司 税理士
		2月26日 (水) 9:30~15:30	佐藤 公彦 税理士
佐原商工会議所 (一社) 香取青色申告会 (佐原青色連合会)	佐原商工会議所	2月17日 (月) 9:30~15:30	郷古 明子 税理士
		2月21日 (金) 9:30~15:30	岩立 和雄 税理士
		3月 5日 (木) 9:30~15:30	岩立 和雄 税理士
		3月10日 (月) 9:30~15:30	多田 知宏 税理士

『必要なもの』 申告書・決算書の控 (令和4年・5年分)・集計表・帳簿・各種控除証明書 (国民年金・国保・生保・年金基金証明書・地震保険・介護保険・小規模企業共済掛金控除証明書)

※電子申告(e-Tax)で送信される方は、『e-Taxの利用者識別番号のわかる書類』や『マイナンバーカード』又は『通知カード』、『確定申告書のデータ』をお持ち下さい。



新年のご挨拶



佐原税務署長

横内 和彦

寒冷の候、一般社団法人香取青色申告会の篠塚会長をはじめ役員並びに会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年の貴会の活動を振り返りますと、納税表彰式へのご協力、各市町におけるふるさと・ふれあいまつりでの広報活動の他、部会や支部における研修会の開催などがございましたが、役員及び会員の皆様、このような各種行事への参加をとおして、青色申告の普及と納税道義の高揚に積極的に取り組んでいただきましたことに心より敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

税務署では、以前より、e-Taxを利用した電子申告を推進しているところですが、併せて、スマートフォンを利用した確定申告書の提出が今後、より普及していくことを目標とし、必要な支援を実施していく他、令和5年10月から施行されております消費税インボイス制度につきましても、制度の定着を目標として皆様からの相談等に対応してまいり所存ですので、皆様のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

また、令和6年分につきましては、本人分並びに同一生計配偶者及び一定の扶養親族1人につき所得税3万円、個人住民税所得割額1万円の定額減税が、合計所得金額が1805万円以下の居住者の方を対象として実施されております。

確定申告書を提出される皆様におかれましては、定額減税に係る記載漏れがないようご注意ください。

結びにあたり、令和7年は、昭和25年1月に青色申告制度が施行されてから75年目を迎える節目の年となります。このような新しい年が、一般社団法人香取青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄の年になりますよう心より祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

LINE公式アカウント

会員の皆様に有意義な情報をご提供いたします。友達登録はこちらから→



令和7年1月末
現在の会員数
755名

一人ひとりが広報マンとなって
青色申告の魅力を伝え、一人でも多く入会してもらおう！

令和6年度 納税表彰

去る11月11日(月)、香取神宮において納税表彰状の贈呈式が行われました。

当会からは、青色申告制度の普及・発展に貢献された三名の方々に佐原税務署長より表彰状が贈呈されました。

また、富澤茂様が東京国税局長表彰を受彰されました。

皆様に心よりお祝い申し上げます。

【佐原税務署長表彰】

佐原南支部

川口 善博 様

【佐原税務署長感謝状】

佐原北支部

古林 玄一 様

小見川支部

白鳥章一郎 様

【東京国税局長表彰】

佐原西支部

富澤 茂 様



前列左から
白鳥章一郎様、川口善博様、横内署長、篠塚会長、
古林玄一様、富澤茂様

受彰された皆様、おめでとうございます



親子二人三脚で

私の店は皆様のお陰様で創業90年になりました。宮中は

佐原新宿支部

宮中せんべい店

屋号で代々続いております。

かつては飲料や肥料など多くの商品を取り扱っていましたが、現在は、純米を使用した手造り製品が中心です。機械を使わない手造りにこだわって、現在まで製造を続けています。

市内には多くのせんべい屋がありましたが、残っているのは我が家一軒のみとなりました。今後もこだわりの持ち手で、親子で製造を続けていきたいです。

去る12月13日(金)、東庄町土善旅館において幹部研修会が開催されました。佐原税務署横内署長より「これから社会に向かつて」と題してご講演をいただきました。

横内署長の長い税務人生の中で、税務指導には特に注力されておられるようで、その熱量が話の端々から感じられました。様々な対応が求められる昨今だからこそ、指導の難しさに、計り知れないご苦

幹部研修会

労が伺えました。立場は違えども、実に共感しうる興味深い内容でした。



講演を行う横内署長

産業まつりに出展しました

税務協力団体からは「香取郡市租税教育推進協議会」としてブース出展し、「税金クイズ」、「模擬紙幣体験」、「輪投げ大会」などの体験型プログラムを盛り込み、ご来場の皆様楽しんでいただきました。当会からも多くの会員が各地のイベントに協力しました。



11/3(日) 東庄ふれあいまつり



11/3(日) 山田ふれあいまつり



11/10(日) おみがわYOSAKOIふるさとまつり



11/23(祝) いきいきフェスタTAKO2024



11/24(日) ふるさとフェスタさくら2024



11/17(日) 栗源ふるさととも祭り

クイズや
輪投げで
盛り上がり
ました

11/23(祝)
なんじゃもんじゃいきいきフェスティバル2024

税についての作文コンクール

(一社) 香取青色申告会 会長賞

私の「大好き」を支える税金

香取中学校3年 石橋 茉莉

私は中学校で、ソフトテニス部に所属している。中学校に入学してからのおよそ二年半、自分なりに楽しく、一生懸命テニスに打ち込んできたつもりである。

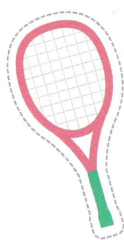
そんな中で私は、学校の部活動だけでなく学校の外でも、テニス部の仲間や母と一緒に数えきれないほどたくさんボールを打ってきた。その際、利用してきたのは市営のテニスコートである。私が使用してきたコートはおもに二カ所であり、なんと片方は無料、もう片方については有料ではあるが二時間で五百円という安さである。しかも有料のコートは最近張り替えられたばかりであり、ナイター設備も備わっていて、とても快適で、いつも利用者は絶えない。あるとき、ふとこれらのコートの維持・管理はどうしているのだろうかと考えたことがある。もちろんそれは市のお金であり、市民が納めている税金でまかなわれているのであろうことは容易に予

想ができ、そのありがたみを実感した。どちらかといえば、税金に対してマイナスのイメージの方が大きかった私にとっては、それを大きく変える機会であった。

ついこの前の夏休み前、私たちの学校では三年生に向けて租税教室が行われた。市役所の方が来てくださり、税金の種類や、国の収入、支出の内訳などについて細かくわかりやすく解説をしてくださった。そのうちの一つに、私たちのような児童、生徒の教育に使われている税金についてのお話もあった。私たち中学生には無償の教科書を始め様々な場面で、一年間に一人当たり約百六万円もの税金が使われており、義務教育の九年間と高等学校の三年間が公立学校の場合はその十二年間で、約千二十一万円もの税金が使われていることを知った。これをすべて一人一人の家庭で負担するとなると、働いて収入を得ていない私でさえもその大変さは予想がつく。

自己負担となった場合には、もしかすると学校に通えなくなってしまう子供も出てくるかもしれない。それは等しく教育を受ける機会が奪われてしまうということである。私たちが安心して学校に通えるのも、学校内外で大好きなテニスができるのも、税金があつてこそのことである。同時に、私たちの市では小中学生に対して、医療費も保障されており、受給券を使えば、わずかな額で受診でき、薬も受け取ることができる。ワクチン等の予防接種も小さいころから無償で受けさせてもらっている。

私たち中学生が、社会のためにできることはまだとても少ない。でも、教科書や給食、学校の設備、授業など、税金によって支えられているものを大切に、感謝しながら利用させてもらうことはできる。これからの生活で税のありがたみを意識し、自分たちが大人になり収入を得て、納税者となったときに、周りの人や子供たちに税金の大切さを伝えられるようになりたい。勉強も大好きなテニスも頑張りたい。



佐原税務署からお知らせ

国税に関する各種手続については、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指しているほか、国税の納付手続については、現金管理等に伴う社会全体のコスト削減するためにキャッシュレス納付の利用拡大を一層推進する必要があると考えています。

納税者の皆様が来署せずに納付できる様々な納付手段を提供しているほか、現金管理等に伴う社会全体のコスト削減等の観点から、東京国税局管内の全税務署において、令和7年4月14日以降、原則として「9時から16時まで」に来署していただくようお願いしていた納税窓口における受付時間を「9時から15時まで」に見直ししましたので、より一層キャッシュレス納付のご利用をお願いいたします。

なお、納税証明書交付請求等についても、納税窓口における受付時間と同様に、受付時間を「9時から15時まで」に見直すこととしましたが、e-Taxによるオンライン申請及びインターネットバンキングによる手数料の納付を行っていただくことで、納税者の皆様が来署することなく納税証明書を受け取ることが可能ですので、是非、ご利用をお願いいたします。

納税・納税証明書手続については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。